

## 参 考 資 料

### 浄化槽法施行規則第 11 条

#### (浄化槽清掃業の許可の技術上の基準)

浄化槽法第 36 条第 1 号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする

- 一 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- 二 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- 三 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- 四 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有していること。